

■ 自立支援医療（更生医療）「重度かつ継続（一定所得以上）」の特例措置延長へ
～ 障害者部会です承 ～

11月30日に開かれた厚生労働省の社会保障審議会障害者部会において、自立支援医療の経過的特例措置（赤枠）を2024年3月末まで延長することが了承されました。

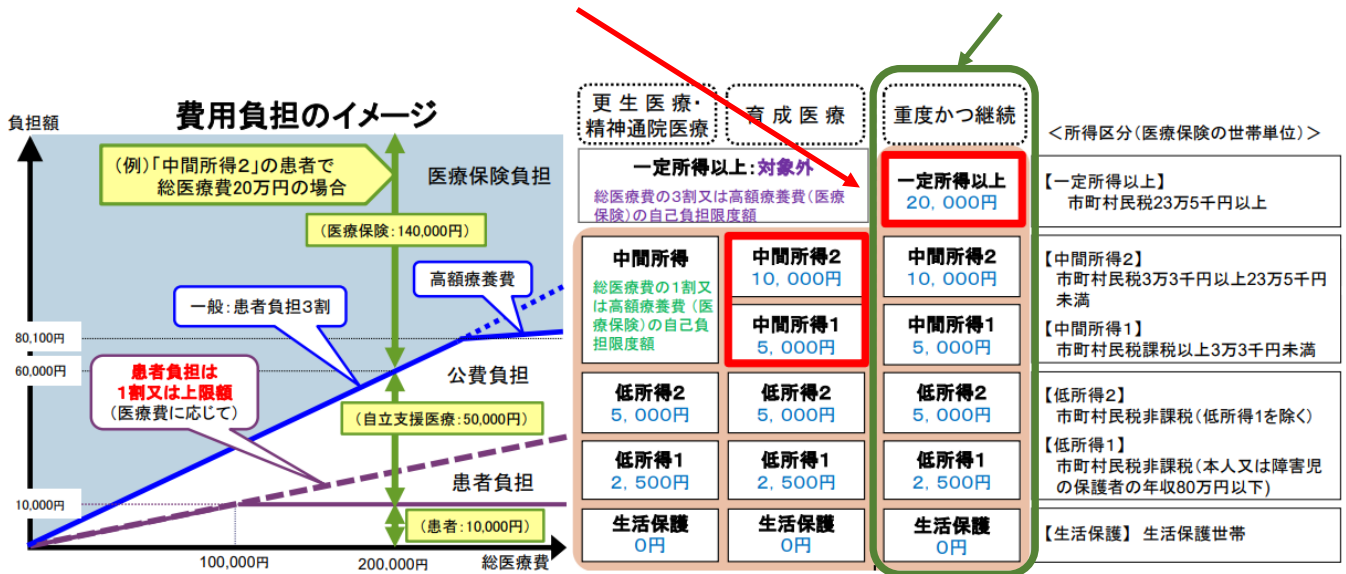
特例措置には、腎機能障害者の医療（透析、移植）が対象となる「重度かつ継続」のうち、「一定所得以上」が含まれています。

自立支援医療が障害者自立支援法に基づいた制度としてスタートした2006年当時、一定所得以上は当制度の対象外になりましたが、「重度かつ継続」の一定所得以上については、継続的に相当額の医療負担が生じ、家計に与える影響が大きいことが考慮され、3年間に限り1割負担で月額上限額を2万円とする特例措置が設けられました。この措置はこれまで4回延長されてきています。

全腎協では、当初から腎機能障害者、とりわけ自治体の障害者医療費助成が利用できない腎移植者にとって、この自立支援医療は唯一の公費負担医療制度として重要性は増しているとし、「経過措置は恒久化すべき」と一貫して訴え続けてきました。

2021年度予算案が閣議決定され3月に政令が改正されれば、正式に延長が確定する見込みです。

特例措置（～2021年3月末） 腎機能障害者は「重度かつ継続」該当



(参考 : <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000699182.pdf>)

■ 第49次国会請願が衆参両議院で採択

通常国会会期中の3月に予定し、延期となった全腎協の第49次国会請願行動ですが、収束しない新型コロナウイルス感染拡大を受け、今秋開かれた第203回臨時国会において郵送により、県組織がお願いした地元選出の国会議員を通し請願署名を提出しました。

会期末となる12月5日、全腎協の「腎疾患総合対策の早期確立を要望する請願」は、衆参両院の厚生労働委員会で採択され内閣へ送付されました。署名にご協力いただいた全国の皆さんへ改めてお礼申し上げます。

